事例No.	1762
公表年度	R4
団体の属性	中核市
団体名	北海道旭川市

事例区分	公営企業

タグ	・下水道事業 ・公共施設の集約化等 ・（行政改革）業務の効率化

事例種類	広域化等

事例内容・タイトル

公共下水道の汚水処理の共同化（広域処理）

出典

公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集

【北海道旭川市】
公共下水道の汚水処理の共同化（広域処理）

広域化等　下水道事業

北海道旭川市水道局上下水道部下水道施設課

● 取組の概要

旭川市とその周辺5町による汚水処理の共同化による経済性及び公共用水域の保全等、流域全体を考えた総合的な整備手法を導入した。

◆総事業費　処理場建設費　54,520,863千円
（うち周辺5町建設費負担　4,908,753千円）　（令和3年度末）

◆背景

- 当初、旭川市のみの単独公共下水道として計画されていたが、ほぼ同時期に周辺5町においても下水道事業の実施を検討し始めたことから、協議が行われ、汚水処理の共同化をすることとした。

◆具体的内容

- 旭川市に設置した下水終末処理場に1市5町の下水を集約して処理をする。
- 1市5町は、旭川市との行政界まで広域幹線管渠を自ら整備するとともに、処理場建設に係る費用の一部を負担することとした。

◆効果

- 処理場を共同設置したことにより、当初建設費及び更新費用については、単独実施に比べて施設規模が小さくなり、費用が抑制された。
- 維持管理費用においては、単独実施であれば各自治体において施設を管理する人員及び費用がかかるところを、共同実施により一括して行うことで経費抑制ができ、結果として下水道使用料も抑制できる。
- 処理場の集約により、放流水吐口も1か所に集約されることによる水質管理面での優位性がある。

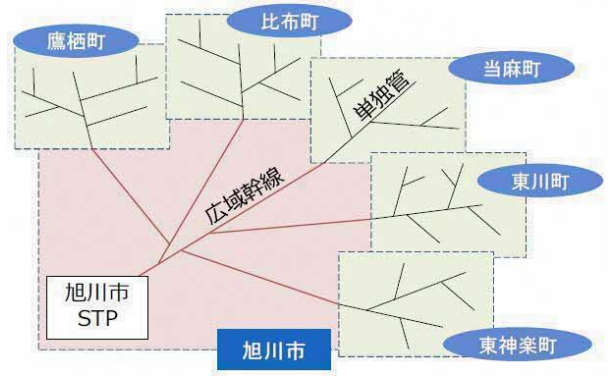
● 取組のポイント

- 流域下水道の採択基準（構成市町の人口比率）に合致しなかったことから、1市5町で広域処理を行うべく「旭川広域圏下水道協議会」を立ち上げ、広域圏下水道における設置区分・管理区分・費用負担の考え方などについて協議を進め、昭和55年度に「旭川広域圏下水道に関する協定」の締結を行い、現在まで事業を進めている。
- 費用負担については、全体計画汚水量による水量按分を基本とし、毎年度の実施協定により定めている。

● 公営企業情報

- 行政区域内人口　327,960人（令和4年1月1日時点）
- 行政区域内面積　747.66km^2（令和4年1月1日時点）
- 処理区域内人口　317,136人（令和3年度決算）

共同化のイメージ



● 取組のスケジュール

- 昭和52年5月：旭川市広域圏下水道協議会発足。
- 昭和56年1月：旭川広域圏下水道に関する協定を締結。
- 昭和56年4月：下水終末処理場供用開始（旭川市供用）。
- 昭和57～平成15年：東神楽町を皮切りに5町で供用開始。

● 今後の展望

- 処理場の供用開始から40年を経過しており、処理場をはじめとする施設の老朽化に伴う更新事業を順次実施していく。
- これからも、生活環境の保全のため、広域圏下水道の連携を強化していく。